審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和２６年法律第４５号
手続名	社会福祉法人の解散の認可又は認定	根拠条項	第４６条第２項

審査基準	
	社会福祉法人が社会福祉法第４６条第１項第１号（評議員会の決議）の事由に該当し解散する場合は認可する。また、同条同項第３号（目的たる事業の成功の不能）の事由に該当し解散する場合は認定する。

受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間　－日 標準経由期間　－日	目次No.	